

# 大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営 及び市長の評価等に関する基本方針

平成 30 年 8 月 6 日

「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例」（平成 25 年 12 月 16 日条例第 149 号。以下「条例」という。）に規定する「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の運営及び市長（法人所管課）が「地方独立行政法人大阪市民病院機構」（以下「法人」という。）に関する評価等を実施するに当たっては以下の方針に基づき行うものとする。

## 第1章 評価委員会の運営

### I 評価委員会の主な役割

#### (1) 中期目標の策定・変更に当たっての意見表明

- ・市長が中期目標の具体的な事項を定め、または変更する際に意見を述べる。

#### (2) 中期目標に係る終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）の実施に当たっての意見表明

- ・市長が中期目標に掲げられた各項目の達成（見込）状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について評価を行う際に意見を述べる。

#### (3) 中期目標期間終了時の検討を行うに当たっての意見表明

- ・中期目標期間終了時において、市長が法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行う際に意見を述べる。

#### (4) その他市長からの意見聴取事項に対する意見表明

- ・「地方独立行政法人法」（以下「法」という。）、条例及び「地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則」（以下「規則」という。）に定められた市長から意見を求められる事項に対して意見を述べる。

## II 運営について

### (1) 運営の基本方針

- ① 業務実績の評価に関する意見は、法人の公共性及び透明な業務運営を図る観点から行う。
- ② 評価委員会の会議は公開を原則とする。
- ③ 議事要旨及び会議資料を公表する。

## III 評価等に関する意見について

### (1) 評価委員会の基本姿勢

- ① 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価に関する意見を述べる。
- ② 市長が市民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示せるよう評価に対して意見を述べる。

③ 中期目標について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて意見を述べる。

#### (2) 評価に関する意見の進め方

- ・評価委員会は、市から提出された法人からの業務の実績に関する報告書等について、ヒアリング等により業務実績を調査分析し、評価に関する意見を述べる。

### IV 中期目標の策定、中期目標期間見込評価及び中期目標期間の終了時の検討を行うに当たっての意見表明について

市長が中期目標の策定、中期目標期間見込評価及び中期目標期間終了時の検討を行うに当たって、評価委員会の意見を聴かなければならないとされているのは、客観性・専門性を有する評価委員会の意見を検討に活かす趣旨である。

したがって、評価委員会は、この趣旨を踏まえて意見を述べる。

### V その他市長からの意見聴取事項に対する意見表明について

評価委員会は、専門性及び実践的な知見を踏まえ、中立性・公正性を確保するとともに、中期目標管理の実効性を向上させ、法人運営の健全性を客観的に担保する観点から意見を述べる。

## 第2章 市長（法人所管課）の評価等

### I 市長の主な役割

#### (1) 中期目標の策定・変更の指示

- ・法人が達成すべき業務運営に関する具体的な目標について、策定または変更し、当該中期目標を法人に指示するとともに公表する。

#### (2) 各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）の実施

- ・中期計画に定められた各項目の実施状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について評価を行う。

#### (3) 中期目標期間見込評価の実施

- ・中期目標に掲げられた各項目の達成（見込）状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について評価を行う。

#### (4) 中期目標に係る業務実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）の実施

- ・中期目標に掲げられた各項目の達成状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について評価を行う。

#### (5) 評価結果の通知・報告・公表等

- ・(2)、(3)、(4)の結果を法人に通知し、これらの事項については、公表するとともに議会に報告する。また、改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### (6) 中期目標期間終了時の検討

- ・中期目標期間終了時において、評価委員会の意見を踏まえ、市長が法人業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う。

#### (7) 認可、承認

- ・法に基づき、法人から提出があった事項に対して認可、承認を行う。

## II 評価について

### 1 市長の基本姿勢

- ① 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- ② 市民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。

### 2 評価の進め方

#### (1) 報告書の提出

- ・法人は、各事業年度終了後3か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した報告書を市長に提出する。また、中期目標最終年度及び中期目標期間後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。
- ・報告書の様式は、各事業年度に係るものは「別表1」を、中期目標期間（見込を含む）に係るものは「別表2」を標準とする。

#### (2) 評価の実施

- ・市長は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえ業務実績を調査分析し、「3 評価の方法」に基づき評価を行う。
- ・評価の決定に際しては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に定められた事項について、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。また、条例及び規則に定められた事項については、必要に応じて評価委員会にあらかじめ意見を聞くことができる。

#### (3) 意見申立て機会の付与

- ・市長は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申し立ての機会を付与する。

### 3 評価の方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間の最終年度に「中期目標期間（見込）評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

#### (1) 事業年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

##### ① 法人による自己評価・自己点検

- ・事業の実施状況について、「別表3」に掲げる基準に基づき、法人が、小項目について病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行う。

##### ② 項目別評価

- ・市長において、検証、評価または進捗状況の確認を行い、「別表4」に掲げる基準に基づき小項目評価を行う。
- ・小項目評価の結果を踏まえ、「別表5」に掲げる基準に基づき大項目評価を行う。

### ③ 全体評価

- ・市長において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による総合的な評価を行う。

## (2) 中期目標期間見込評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

### ① 項目別評価（大項目評価）

- ・市長は、各事業年度評価の結果及び見込を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、「別表6」に掲げる基準に基づき評価を行う。

### ② 全体評価

- ・市長は、項目別評価の結果及び見込を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

## (3) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

### ① 項目別評価（大項目評価）

- ・市長は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、「別表6」に掲げる基準に基づき評価を行う。

### ② 全体評価

- ・市長は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

## 4 評価結果の活用

① 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善に取り組む。

② 市長は、法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可を行う際には、当該中期目標期間見込評価結果等を活用する。

③ 市長は、次期中期目標の指示及び次期中期計画の認可の際には、当該中期目標期間見込評価の結果等を踏まえる。

## 5 中期目標の策定・変更及び中期計画の認可をする際の留意点

市長は中期目標を策定・変更する際、大阪府保健医療計画に示される地域医療構想及び本市の医療施策等を反映するものとし、中期計画の認可にあたっては、中期目標の達成状況を客観的に測定することができるよう数値目標を設定することを基本とする。但し、数値による目標設定が困難なものや診療報酬改定により影響を受けるもの等長期にわたる数値目標が設定できない場合は、中期目標の達成状況が明らかになるように目標設定を工夫する等、法人に適切な指示を行う。

## 第3章 雜則

### I その他

この基本的な考え方については、制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

## 〇〇年度 業務実績報告書

〇〇年〇〇月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

(法人の概要)

(項目別の状況)

大項目

中期目標

中期計画	年度計画	法人の自己評価			市長の評価	
		評価の判断理由(実施状況等)	評価	判断理由	評価	評価の判断理由等

(短期借入金の限度額)

中期計画	年度計画	実績

(剰余金の用途)

中期計画	年度計画	実績

(その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項)

中期計画	年度計画	実績

別表2

## 第〇期中期目標期間（見込）事業報告書

第〇期（ 年 月 日～ 年 月 日）

〇〇年〇〇月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

(大項目)	事業年度評価結果		中期目標 期間の評価	評価の理由
	事業年度	評価結果		
中期目標	中期計画	評価結果	評価結果	
		<p>【実績】</p> <p>【特に成果があった取組み等】</p> <p>【今後の取組み】</p>		

**別表3**

法人による自己評価における評価基準	
V	年度計画を大幅に上回って実施している
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している
II	年度計画を十分に実施できていない
I	年度計画を大幅に下回っている

**別表4**

小項目評価における評価基準	
V	年度計画を大幅に上回って実施している
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している
II	年度計画を十分に実施できていない
I	年度計画を大幅に下回っている

**別表5**

年度評価の際の大項目評価における評価基準	
S	特筆すべき進捗状況（特に認める場合）
A	計画どおり（すべての項目がIII～V）
B	おおむね計画どおり（III～Vの割合が9割以上）
C	計画を十分に実施できていない（III～Vの割合が9割未満）
D	重大な改善事項あり（特に認める場合）

**別表6**

中期目標期間（見込）評価の際の大項目評価における評価基準	
S	特筆すべき達成状況
A	目標どおり達成
B	おおむね目標どおり達成
C	目標を十分には達成できていない
D	法人の組織、業務等に見直しが必要